

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成23年2月3日(2011.2.3)

【公表番号】特表2009-519681(P2009-519681A)

【公表日】平成21年5月14日(2009.5.14)

【年通号数】公開・登録公報2009-019

【出願番号】特願2008-545696(P2008-545696)

【国際特許分類】

H 04 N 7/173 (2011.01)

【F I】

H 04 N 7/173 6 4 0 Z

【手続補正書】

【提出日】平成21年12月8日(2009.12.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

番組編成のクロスプラットホームの予測人気率を提供するための方法であつて、前記方法は、第1のプラットホーム上に実装される双方向テレビアプリケーションガイドを含み、前記方法は、

第2のプラットホーム上に双方向テレビアプリケーション内の番組ガイド情報を表示することと、

前記第2のプラットホーム上に表示された前記番組ガイド情報のユーザ選択をモニタすることと、

前記表示された番組ガイド情報の前記モニタされたユーザ選択に関する情報を収集することと、

番組編成の予測人気率を判断するために前記収集されたデータを解析することであつて、前記予測人気率は、今後放送される番組編成のための見込まれた視聴率を示すこと、

前記第1のプラットホームに実装された前記双方向テレビ番組ガイドの前記双方向テレビアプリケーションにおける予測人気率を表示することと

を含む、方法。

【請求項2】

前記収集されたデータを解析することとは、前記収集されたユーザ選択データに重み因子を割り当てることを含む、請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記番組編成の予測人気率を判断することとは、前記番組編成のユーザ選択数を計数することを含む、請求項1に記載の方法。

【請求項4】

番組編成の予測人気率を判断することとは、過去の人気率情報にアクセスすることをさらに含む、請求項1に記載の方法。

【請求項5】

前記予測人気率に基づいて、前記ユーザに番組編成を推奨することをさらに含む、請求項1に記載の方法。

【請求項6】

番組編成のクロスプラットホームの予測人気率を提供するためのシステムであって、前記システムは異なるタイプの複数のプラットホームと、視聴者測定システムとを備え、前記視聴者測定システムは、

第1のプラットホーム上で動作する双方向テレビアプリケーションによって表示される番組ガイド情報のモニタされたユーザ選択に関する情報を収集することと、

番組編成の予測人気率を判断するため前記収集されたデータを解析することであって、前記予測人気率は、今後放送される番組編成のための見込まれた視聴率を示すことと、

、前記第1のプラットホームのタイプとは異なるタイプの第2のプラットホームに、前記予測人気率を配信することと

を行うように動作可能である、システム。

【請求項7】

前記視聴者測定システムは、前記収集されたユーザ選択データに重み因子を割り当て、前記予測人気率の判断を支援するようにさらに動作可能である、請求項6に記載のシステム。

【請求項8】

前記視聴者測定システムは、前記番組編成のユーザ選択数を計数して、前記予測人気率の判断を支援するようにさらに動作可能である、請求項6に記載のシステム。

【請求項9】

前記視聴者測定システムは、過去の人気率情報にアクセスして、前記予測人気率の判断を支援するようにさらに動作可能である、請求項6に記載のシステム。

【請求項10】

前記第2のプラットホームは、前記予測人気率を表示する双方向テレビアプリケーションをサポートする、請求項6に記載のシステム。